清水町定住促進賃貸住宅補助金交付要綱

(通則)

第1条 この要綱については、予算の範囲において交付するものとし、清水町補助金交付 規則(平成元年清水町規則第10号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この交 付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、清水町内に賃貸住宅を建設する者(以下「住宅建設者」という。)及び老朽化した賃貸住宅のリフォームを行う者に対して補助金を交付することにより、町内への定住促進に資することを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 町内業者 町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる者又は宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)に基づく免許を受けている者をいう。
- (2) 新築建物 新築の住宅で未だ人の居住の用に供したことのないものをいう。ただし、 検査済証(建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条に規定するものを言う。) に記載している完了日から1年を経過したものは除く。

(交付対象等)

- 第4条 交付の対象となる賃貸住宅(以下「対象物件」という。)は、組立式仮設住宅以外の新築建物若しくは既設の賃貸住宅及び賃貸住宅に転換する住宅のリフォームを行うもので、各住宅が次の各号に示す条件を満たしているものとする。
- (1) 住宅建設者から建設工事を請け負った者が町内業者であること。
- (2) 賃貸住宅の所有者からリフォームを請け負った者が町内業者であること。
- (3) 台所及び居間の他に2つ以上の部屋が設けられていること。
- (4) 賃貸住宅建設は各戸の専有面積が50平方メートル以上であること。
- (5) 賃貸住宅リフォームは集合住宅1棟あたり若しくは戸建て住宅であること。
- (6) 便所、浴室が独立して設けられていること。
- 2 対象物件は、建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 及び住宅金融支援機構の定める基 準に適合するものとする。
- 3 次の各号に該当する賃貸住宅は、交付の対象としない。
 - (1) 住宅建設者及び賃貸住宅の所有者が個人の場合、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族が入居するもの。
 - (2) 住宅建設者及び賃貸住宅の所有者が法人の場合、当該法人の2親等以内の親族が入居するもの及び当該法人の役員及び従業員を入居させることを目的として建設するもの。

(補助金の対象者)

- 第5条 補助金の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する対象物 件を清水町内に建設若しくはリフォームしようとする法人又は個人とする。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者から除く ものとする。
- (1) 対象物件の建設に関し、移転補償を受けている者
- (2) 交付対象者が町税、その他市町村に対する債務の履行を遅滞している者がいる場合
- (3) 交付対象者が清水町暴力団排除条例(平成24年清水町条例第23号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者である場合

(補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額)

- 第6条 この補助金は、次の各号に掲げる事業(以下「補助対象事業」という。)を対象と し、補助対象事業の内容、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」とい う。)及び補助金の額は別表1のとおりとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 建設工事及びリフォームに要した経費に対し他の補助金等の交付を受けている場合は、 対象となっている金額を除く。

(事業認定)

- 第7条 補助対象者は、対象物件の建設工事及びリフォームに着手する前に、清水町定住 促進賃貸住宅建設補助金事業認定申請書(様式第1号)及び清水町定住促進賃貸住宅リ フォーム補助金事業認定申請書(様式第2号)に別表2に掲げる必要書類を添えて町長 に提出し、事業の認定を受けなければならない。
- 2 町長は、前項の認定の申請があったときは、内容を審査しその適否を、清水町定住促 進賃貸住宅補助金事業認定(非認定)決定通知書(様式第3号)により補助対象者に通 知する。
- 3 前項により事業認定を受けた年度の末日を経過しても対象物件が完成しない場合及び 改修工事が終了しない場合にあっては、認定を取り消すものとする。ただし、町長が遅 延理由を認めたときは、この限りでない。

(補助金の確定)

- 第8条 建設に係る補助対象者は、対象物件の完了検定を受けた後に、清水町定住促進賃貸住宅建設補助金交付申請書(様式第4号)に別表3に掲げる必要書類を添えて町長に 提出しなければならない。
- 2 リフォームに係る補助対象者は、対象物件のリフォームが完了した日から1か月以内 又は完了日の属する年度の末日までのいずれか早い日までに、清水町定住促進賃貸住宅 リフォーム補助金交付申請書(様式第5号)に別表3に掲げる必要書類を添えて町長に 提出しなければならない。
- 3 町長は、前項の書類を受理したときは、速やかに検査及び施工現場を確認し、補助金の交付の可否を決定し、補助対象者に、清水町定住促進賃貸住宅補助金交付決定通知書 (様式第6号)により通知する。

(認定及び交付の取り消し等)

- 第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定若しくは交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 補助金を受領した後、5年以内に賃貸住宅を他の用途に変更したとき。ただし、町長が用途変更を認めたときは、この限りでない。
 - (2) 補助金の交付内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 虚偽、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
 - (4)申請後に補助対象者が、第5条第2項第3号に該当することが判明したとき。
- 2 町長は、前項の規定により補助金の認定若しくは交付決定を取り消したときは、清水 町定住促進賃貸住宅補助金認定(交付)決定取消通知書(様式第7号)を当該交付決定 者に通知するものとする。
- 3 第9条第1項第1号の規定により補助金の返還を命じる金額は、補助金受領後の年数に 応じ、次のとおりとする。
- (1)1年以内のときは、全額とする。
- (2)1年を超え2年以内のときは、補助金の10分の8の額とする。
- (3)2年を超え3年以内のときは、補助金の10分の6の額とする。
- (4)3年を超え4年以内のときは、補助金の10分の4の額とする。
- (5) 4年を超え5年以内のときは、補助金の10分の2の額とする。

(地位の承継)

- 第10条 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その旨を書類により理由を付して町長の承認を受け、当該各号に掲げる者はその地位を承継する。
 - (1) 補助対象者が死亡又は廃業等した場合は、その承継事業者又は相続人
 - (2) 法人が合併等をした場合は、合併等により設立された法人
 - (3) 賃貸住宅を譲渡した場合、その譲受人

(報告等)

第 11 条 補助対象者は、町長から入居状況等について報告及び調査を求められたときは、 協力しなければならない。

(委任)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、町長が別に定める。 附 則
- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者は、この限りでない。
- 3 第9条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

別表1 (第6条関係)

事業名	事業内容	対象経費	補助率	補助上限額
1. 定住促進賃貸住宅建設補助	町内に世帯向け賃貸住宅 を建設する者に対しての 補助	対象物件の建設に要した費用	3/10	1 戸あたり 100 万円
2. 定住促進賃貸住宅リフォーム補助	町内の世帯向け賃貸住宅 のリフォームを行う者に 対しての補助	(1)住宅の修繕、補修 (一部増築を含む。) 工事 (2)建物の内外装の改修工事 (3)給湯器、風呂、台 所、トイレ及び暖房設 備の修繕、補修及び取 り替え工事	3/10	戸建て住宅 1 戸あたり 50 万円 集合住宅 1 棟あたり 50 万円

別表2 (第7条関係)

事業名	必要書類	
1. 定住促進賃貸住宅建設補助	ア. 清水町定住促進賃貸住宅建設補助金事業認定申請書(様式第1号) イ. 工事請負契約書の写し ウ. 建設費が確認できる見積書等の写し エ. 各世帯の間取り、面積等が確認できる平面図 オ. 施工事業者が町内業者であることを確認できる書類および宅地建物取 引業法に基づく免許の確認ができる書類の写し カ. 市町村が発行する納税完納証明書 キ. その他町長が必要と認める書類	
2. 定住促進賃貸住宅 リフォーム補助	ア.清水町定住促進賃貸住宅リフォーム補助金事業認定申請書(様式第2号) イ.所有権が確認できる建物の登記事項証明書または課税台帳の写し ウ.改修工事の内容および各世帯の間取り、面積等が確認できる平面図 エ.施工事業者が町内業者であることを確認できる書類の写し オ.工事改修費が確認できる見積書等の写し カ.工事請負契約書の写し キ.町村が発行する納税完納証明書 ク.工事着工前の現状写真 ケ.その他町長が必要と認める書類	

別表3 (第8条関係)

事業名	必要書類		
1. 定住促進賃貸住宅建設補助	ア. 清水町定住促進賃貸住宅建設補助金交付申請書(様式第4号) イ. 所有権が確認できる建物の登記事項証明書または課税台帳の写し ウ. 建設費が確認できる領収書類等の写し エ. 完成写真 オ. その他町長が必要と認める書類		
	(事業認定以降変更があった場合) ア. 工事請負契約書(売買契約書)の写し イ. 各世帯の間取り、面積等が確認できる平面図 ウ. 施工事業者が町内業者であることを確認できる書類および宅地建物取引業法に基づく免許の確認ができる書類の写し		
2. 定住促進賃貸住宅 リフォーム補助	ア. 清水町定住促進賃貸住宅リフォーム補助金交付申請書(様式第5号) イ. 工事改修費が確認できる領収書等の写し ウ. 完成写真 エ. その他町長が必要と認める書類 貸住宅		